

令和7年和光市議会6月定例会

提出議案の概要

和光市

報告第1号	継続費通次繰越しの報告について (令和6年度埼玉県和光市水道事業会計)
担当	企業経営課

【目的】

令和6年度埼玉県和光市水道事業会計のうち酒井浄水場高圧受電盤更新事業及び南浄水場中央監視設備更新事業について、翌年度への通次繰越額が決定したため、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、議会に報告するものです。

【内容】

酒井浄水場高圧受電盤更新事業及び南浄水場中央監視設備更新事業の継続費の年割額に係る予算残額について、以下のとおり通次繰越しをしました。

事業名	翌年度通次繰越額
酒井浄水場高圧受電盤更新事業	115,753,000円
南浄水場中央監視設備更新事業	180,510,000円

報告第2号 事故繰越しの報告について（令和6年度埼玉県和光市一般会計）

担当 財政課

【目的】

令和6年度埼玉県和光市一般会計において事故繰越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、議会に報告するものです。

【内容】

令和5年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第6号）で繰越明許費を計上した以下の事業について、令和6年度に業務が完了できなかったことから、事故繰越しをいたしました。

事業名	翌年度繰越額（円）
生活保護 （生活保護費不正受給に伴う刑事告訴業務委託）	384,400

報告第3号	繰越明許費繰越しの報告について（令和6年度埼玉県和光市一般会計）
担当	財政課

【目的】

令和6年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第3号、専決第4号及び第6号）で計上した9事業の繰越明許費について、翌年度へ繰り越すべき額が決定したため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

【内容】

以下の9事業について、繰り越しました。

事業名	翌年度繰越額（円）
人事管理 （勤怠管理等システム導入業務委託）	19,250,000
土地区画整理事業に伴う住居表示整備 （本籍地変換支援データ作成業務委託）	494,450
物価高対策給付金給付 （物価高対策給付金給付事業）	70,458,899
出産・子育て応援 （健康管理システム改修業務委託）	1,562,000
和光北インター東部地区土地区画整理組合活動支援 （和光市組合等社会資本整備総合交付金事業）	61,500,000
緑地整備 （大坂特別緑地保全地区安全対策事業）	80,225,000
駅北口地区高度利用化推進 （和光市市街地再開発事業）	177,780,000
小学校施設整備 （第五小学校空調機更新事業）	50,930,000
南公民館施設整備 （空調機更新事業）	15,800,000

報告第4号	繰越明許費繰越しの報告について（令和6年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計）
担当	財政課

【目的】

令和6年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号及び第5号）で計上した4事業の繰越明許費について、翌年度へ繰り越すべき額が決定したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

【内容】

以下の4事業について、繰り越しました。

事業名	翌年度繰越額（円）
駅北口土地区画整理推進（駅北） （再開発事業に伴う仮換地指定業務委託）	9,427,000
駅北口土地区画整理推進（駅北） （再開発事業に伴う権利者説明支援等業務委託）	2,178,000
駅北口土地区画整理推進（駅北） （再開発事業に伴う換地計画・換地設計基準等作成業務委託）	3,762,000
駅北口土地区画整理推進（駅北） （建物移転等補償事業）	273,203,000

議案第38号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度埼玉県和光市水道事業会計補正予算（専決第1号））
--------	---

担 当	企業経営課
-----	-------

【目的】

令和6年度埼玉県和光市水道事業会計において消費税及び地方消費税の予算額に不足が生じ、決算事務に際し早急に予算措置をする必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和6年度埼玉県和光市水道事業会計補正予算（専決第1号）を専決処分したので、同条第3項の規定によりその承認を求めるものです。

【内容】

収益的収入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業収益	1,607,905 千円	△32,961 千円	1,574,944 千円
第2項 営業外収益	196,189 千円	△32,961 千円	163,228 千円

収益的支出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業費	1,500,815 千円	16,804 千円	1,517,619 千円
第2項 営業外費用	2,845 千円	16,804 千円	19,649 千円

議案第39号	専決処分の承認を求めることについて（和光市税条例の一部を改正する条例）
--------	-------------------------------------

担 当	課税課
-----	-----

【目的】

地方税法等の一部を改正する法律等が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことにより、適用される関係条項を緊急に改正する必要が生じたため、専決処分により、和光市税条例の一部改正を行ったので、その承認を求めるものです。

【内容】

1 改正の要点

(1) 軽自動車税

総排気量125CC以下で最高出力を4.0KW（50CC相当）以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る軽自動車税種別割の税率を年額2,000円（50CC原付と同額）とする。

二輪車の車両区分の見直しについては、現行の50CC原付バイクは、令和7年11月排ガス規制への適合が困難であること等により、今後の生産・販売の継続が困難となることから今般の措置を講ずる。

[第71条、第77条関係]

(2) その他の改正

地方税法並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律などの法改正に併せて所要の規定を整備（条、項ずれの修正、文言の修正及び追加等）する。

2 施行日 令和7年4月1日

議案第40号	専決処分の承認を求めることについて（和光市都市計画税条例の一部を改正する条例）
--------	---

担 当	課税課
-----	-----

【目的】

地方税法等の一部を改正する法律等が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことにより、適用される関係条項を緊急に改正する必要が生じたため、専決処分により、和光市都市計画税条例の一部改正を行ったので、その承認を求めるものです。

【内容】

1 改正の要点

地方税法並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律などの法改正に併せて所要の規定を整備（条、項ずれの修正、文言の修正及び追加等）します。

2 施行日 令和7年4月1日

議案第41号	専決処分の承認を求めることについて（和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
担 当	保険年金課

【目的】

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）の施行に伴い、和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて専決処分を行ったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、その承認を求めるもの。

【内容】

・賦課限度額の改正

基礎課税額の賦課限度額を「65万円」から「66万円」に改め、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を「24万円」から「26万円」に改める。

・軽減判定所得の改正

5割軽減基準額の加算に係る額を「29万5千円」から「30万5千円」に、2割軽減基準額の加算に係る額を「54万5千円」から「56万円」に改める。

【施行期日】

令和7年4月1日

議案第42号	和光市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	下水道課
<p>【目的】 上位計画である荒川・中川流域別下水道整備総合計画及び荒川右岸流域下水道全体計画の見直しを踏まえ、和光市の公共下水道全体計画を変更したため、改正するものです。</p> <p>【内容】 本条例第3条第3項第2号の計画処理人口、「75,400人」を「79,000人」に改めるものです。</p> <p>【施行期日】 公布の日から施行</p>	

議案第 43 号	市道路線の廃止について
担 当	道路安全課

【目的】

和光北インター東部地区土地区画整理事業地区内の和光市道の廃止

和光北インター東部地区土地区画整理事業を進めるため、特に交通量が多い道路や学校及び病院に接続する道路を除き、土地区画整理事業地区内の和光市道を廃止したいため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、この案を提出するものです。

【内容】

特に交通量が多い道路や学校及び病院に接続する道路については、和光市が継続して管理をするものとし、それ以外の和光市道を廃止するものです。なお、廃止する25路線の内、和光市道287・291・304・491・492・493・494・495号線の8路線については、地区内外にまたがる路線のため、地区外の部分を再認定する案を議案第44号として提出しています。

廃止する市道路線

路 線 名	起 点	終 点	幅 員	延 長
市道287号線	和光市新倉三丁目 2222番1地先	和光市新倉三丁目 2739番1地先	4.16m～ 6.31m	272.53m
市道288号線	和光市新倉三丁目 2734番1地先	和光市新倉三丁目 2756番1地先	5.18m～ 6.64m	69.10m
市道291号線	和光市新倉三丁目 2124番1地先	和光市新倉三丁目 2184番4地先	3.44m～ 7.70m	285.37m
市道300号線	和光市新倉三丁目 2106番1地先	和光市新倉三丁目 2117番1地先	4.96m～ 6.83m	74.84m
市道301号線	和光市新倉四丁目 2133番1地先	和光市新倉七丁目 1962番1地先	3.69m～ 7.00m	301.83m
市道302号線	和光市新倉七丁目 1番3地先	和光市新倉七丁目 1989番3地先	2.75m～ 6.24m	155.98m

市道304号線	和光市新倉七丁目 2312番地先	和光市新倉七丁目 1678番3地先	2.00m~ 6.84m	244.63m
市道316号線	和光市新倉七丁目 2290番1地先	和光市新倉七丁目 1899番3地先	4.19m~ 8.43m	260.04m
市道445号線	和光市新倉三丁目 2628番3地先	和光市新倉三丁目 226番地先	4.09m	102.04m
市道491号線	和光市新倉八丁目 16番地先	和光市新倉八丁目 2601番地先	2.92m~ 6.22m	347.58m
市道492号線	和光市新倉八丁目 2669番1地先	和光市新倉八丁目 2539番地先	6.01m~ 8.07m	272.91m
市道493号線	和光市新倉八丁目 2687番地先	和光市新倉八丁目 2506番地先	5.95m~ 7.95m	477.04m
市道494号線	和光市新倉八丁目 2259番2地先	和光市新倉八丁目 2434番1地先	6.02m~ 8.10m	396.68m
市道495号線	和光市新倉八丁目 2279番2地先	和光市新倉八丁目 2372番地先	8.45m~ 9.53m	478.31m
市道498号線	和光市新倉八丁目 2625番地先	和光市新倉八丁目 2670番地先	6.05m~ 8.03m	133.60m
市道502号線	和光市新倉四丁目 2003番2地先	和光市新倉四丁目 2037番地先	6.00m~ 8.00m	64.30m
市道503号線	和光市新倉四丁目 2039番地先	和光市新倉四丁目 1860番地先	5.08m~ 9.46m	209.43m
市道504号線	和光市新倉四丁目 1852番3地先	和光市新倉四丁目 1851番2地先	8.42m~ 9.45m	95.38m
市道505号線	和光市新倉四丁目 2010番地先	和光市新倉四丁目 1910番1地先	8.55m~ 9.52m	86.00m
市道506号線	和光市新倉四丁目 1833番1地先	和光市新倉四丁目 1916番1地先	5.61m~ 7.68m	334.70m
市道508号線	和光市新倉四丁目 2024番1地先	和光市新倉四丁目 1859番2地先	8.44m	96.69m
市道509号線	和光市新倉四丁目 2002番3地先	和光市新倉四丁目 1894番地先	6.22m~ 9.11m	267.30m

市道510号線	和光市新倉三丁目 2063番1地先	和光市新倉三丁目 2084番1地先	3.01m~ 6.32m	90.39m
市道520号線	和光市新倉七丁目 1番3地先	和光市新倉七丁目 2303番1地先	5.00m~ 7.07m	149.64m
市道578号線	和光市下新倉五丁目 307番1地先	和光市下新倉五丁目 307番7地先	4.21m~ 5.17m	35.01m

【施行期日】

議会承認後、縦覧・告示を行います。

議案第 44 号 市道路線の認定について

担 当 道路安全課

【目的】

和光北インター東部地区土地区画整理事業地区外の和光市道の再認定

議案第43号により廃止した和光市道の内、和光北インター東部地区土地区画整理事業地区外の部分を再認定したいため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、この案を提出するものです。

【内容】

認定する市道路線

路線名	起 点	終 点	幅 員	延 長
市道287号線	和光市新倉三丁目 2205番3地先	和光市新倉三丁目 2739番1地先	4.47m～ 6.26m	110.59m
市道291号線	和光市新倉三丁目 2083番2地先	和光市新倉三丁目 2184番4地先	3.44m～ 5.60m	103.26m
市道304号線	和光市新倉七丁目 2341番1地先	和光市新倉七丁目 1677番1地先	3.33m～ 4.00m	91.65m
市道491号線	和光市下新倉六丁目 15番1地先	和光市新倉八丁目 2574番4地先	4.54m～ 6.22m	325.45m
市道492号線	和光市新倉八丁目 2673番地先	和光市新倉八丁目 2539番地先	6.01m～ 8.03m	200.98m
市道493号線	和光市新倉八丁目 2691番地先	和光市新倉八丁目 2506番地先	5.96m～ 6.09m	395.75m
市道494号線	和光市新倉八丁目 2254番地先	和光市新倉八丁目 2434番2地先	5.93m～ 7.99m	333.73m
市道495号線	和光市新倉八丁目 2274番地先	和光市新倉八丁目 2372番地先	8.45m～ 8.50m	424.09m

【施行期日】

議会承認後、縦覧・告示を行います。

令和7年和光市議会6月定例会

補正予算関係議案資料

令和7年度埼玉県和光市一般会計補正予算(第1号)

令和7年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

(参考資料)

各基金の現在高表

令和7年度埼玉県和光市一般会計補正予算(第1号)

予 算 現 額	32,459,000千円
補 正 額	498,855千円
補正後予算額	32,957,855千円

1 歳入

(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説 明	所 管 課
16	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	0	104,756	104,756	省エネ機器等購入費補助金、プレミアム付商品券事業補助金及び学校給食食材費補助金の財源として、追加計上するもの。	企 画 人 権 課
16	障害者総合支援事業費補助金	0	3,355	3,355	障害福祉サービスシステム改修経費の財源として、追加計上するもの。(補助率:1/2)	障 害 福 祉 課
16	生活困窮者自立支援補助金	42,891	814	43,705	生活保護システム改修経費の財源として、増額補正するもの。(補助率:1/2)	地 域 共 生 推 進 課
16	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(給付金事務)	0	338,000	338,000	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の定額減税補足枠を活用した給付金支給の財源として、追加計上するもの。(補助率:10/10)	地 域 共 生 推 進 課
16	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(給付金事務)事務費分	0	27,664	27,664	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の定額減税補足枠を活用した給付金支給に係る事務費の財源として、追加計上するもの。(補助率:10/10)	地 域 共 生 推 進 課
20	財政調整基金繰入金	1,274,582	19,021	1,293,603	財政調整基金現在高(補正後)938,763千円	財 政 課
20	まちづくり基金繰入金	15,971	1,345	17,316	令和6年度にクラウドファンディング事業として募集した学校応援事業分の寄附金及び令和7年3月に代理寄附で受け付けた大船渡市への寄附金を利用するため、増額補正するもの。	秘 書 広 報 課
23	全国瞬時警報システム受信機更新事業債	0	3,900	3,900	当該事業費の財源とするため、追加計上するもの。	財 政 課

2 歳出

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
2	シティプロモーション	7,714	1,051	8,765	令和7年3月に代理寄附で受け付けた大船渡市への寄附金を送金するため、増額補正するもの。	秘書広報課
2	法制業務	5,796	710	6,506	生活保護に関する損害賠償請求控訴事件等に係る訴訟業務の委託費用を、増額補正するもの。	総務課
2	収納業務	87,721	442	88,163	不動産公売実施に伴い、不動産鑑定業務委託料及び公売情報インターネット公開手数料を、増額補正するもの。	収納課
2	ゼロカーボン推進	0	10,100	10,100	ゼロカーボンの推進に資する省エネ機器等の購入を支援するため、追加計上するもの。	環境課
3	定額減税補足給付金給付	0	365,664	365,664	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の定額減税補足枠を活用した給付金を支給するため、追加計上するもの。	地域共生推進課
3	障害者福祉支援	12,970	6,710	19,680	報酬請求システムのサービスコード修正に伴い、障害福祉サービスシステムの改修が必要のため、増額補正するもの。	障害福祉課
3	障害者グループホーム入居家賃助成補助金	6,360	1,260	7,620	新規グループホーム入居者が当初見込みを上回ったため、増額補正するもの。	障害福祉課
3	子ども家庭センター業務	43,228	156	43,384	虐待対応専門員の通勤費に不足が見込まれるため、増額補正するもの。	子ども家庭支援課
3	みなみ保育園施設整備	8,657	891	9,548	高圧ケーブルを更新するため、増額補正するもの。	みなみ保育園
3	生活保護	1,842,542	1,628	1,844,170	生活扶助基準の見直し及び被保護者調査項目の変更等に伴い、生活保護システムの改修が必要のため、増額補正するもの。	生活支援課
7	プレミアム付商品券交付	0	80,000	80,000	物価高騰に対する生活者支援としてプレミアム付商品券事業を実施するため、追加計上するもの。	産業支援課

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
8	下水道事業会計負担金・補助金	345,864	3,219	349,083	雨水管路調査に係る経費として、負担金を増額補正するもの。	都市整備課
9	防災施設整備	2,937	4,000	6,937	国の統一仕様により全国自治体で整備運用される全国瞬時警報システムの情報配信システム更改に伴い、受信機を更新するため、増額補正するもの。	危機管理室
10	児童教育活動	90,312	294	90,606	ふるさと納税(まちづくり基金)を活用し、小学校の活動を支援するため、増額補正するもの。	学校教育課
10	学校給食業務	523,253	22,730	545,983	食材費の高騰による給食費の一部を補助するため、増額補正するもの。	学校教育課

3 債務負担行為

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
生活保護に関する損害賠償請求 控訴事件訴訟委託	令和7年度から 訴訟契約終了年度まで	訴訟契約により決定した額

4 地方債

(追加)

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額
全国瞬時警報システム受信機更新事業	3,900

令和7年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

予 算 現 額	6,457,849千円
補 正 額	509千円
補正後予算額	6,458,358千円

1 歳入

(単位:千円)

款	区分(細節)	補 正 前	補 正 額	補 正 後	説 明	所 管 課
5	特別調整交付金(市町村分)	8,978	509	9,487	総合行政システム改修経費の財源として、増額補正するもの。(補助率:10/10)	保 険 年 金 課

2 歳出

(単位:千円)

款	事業名称	補 正 前	補 正 額	補 正 後	説 明	所 管 課
1	一般管理業務	24,346	509	24,855	高額療養費制度の基準見直しに伴い、総合行政システムの改修が必要なため、増額補正するもの。	保 険 年 金 課

(参考資料)

各基金の現在高表

(単位:千円)

会計区分	基金名	補正前 現在高	積立及び取崩の状況		補正後 現在高
			積立額	取崩額	
一般会計	財政調整基金	957,784		19,021	938,763
	市債管理基金	0			0
	学校教育施設整備基金	1,278,532			1,278,532
	公共用地取得事業基金	123,947			123,947
	公共施設整備基金	134,741			134,741
	都市基盤整備基金	138,668			138,668
	学校建設基金	0			0
	森林環境譲与税基金	48,907			48,907
	まちづくり基金	145,313		1,345	143,968
	小計	2,827,892	0	20,366	2,807,526
特別会計	国民健康保険財政調整基金	519,049			519,049
	介護保険介護給付費準備基金	71,208			71,208
	介護保険高額介護サービス費等 一部負担金に係る資金貸付基金	5,000			5,000
	小計	595,257	0	0	595,257
合計	3,423,149	0	20,366	3,402,783	

※予算計上額に基づき作成しています。

議案第47号	令和7年度埼玉県和光市下水道事業会計補正予算(第1号)
担当	企業経営課

【目的】

今回の補正予算は、既定予算第3条に定める営業収益を321万9千円増額し、営業外収益を67万5千円増額し、収益的収入の総額を12億2千308万円に改め、営業費用を389万4千円増額し、営業外費用を1千円減額し収益的支出の総額を12億3千55万4千円に改めるものです。

今回の補正予算では、大規模下水道管路特別重点調査等事業に関する委託料を計上し、それに伴う国庫補助金及び一般会計繰入金を計上するため、補正するものです。

【内容】

収益的収入

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業収益	1,219,186 千円	3,894 千円	1,223,080 千円
第1項 営業収益	1,000,952 千円	3,219 千円	1,004,171 千円
第2項 営業外収益	218,219 千円	675 千円	218,894 千円

収益的支出

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	1,226,661 千円	3,893 千円	1,230,554 千円
第1項 営業費用	1,162,808 千円	3,894 千円	1,166,702 千円
第2項 営業外費用	58,553 千円	△1 千円	58,552 千円